

申請者 住所 愛知県春日井市篠木町7丁目16番地28
氏名 畑佐興業株式会社
代表取締役社長 畑佐 仁史 様

平成28年7月29日付けで変更許可申請のありました砂防指定地域内行為については、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（平成14年条例第57号）第8条第1項の規定により下記のとおり許可します。

平成28年11月16日

岐阜県多治見土木事務所長 野原 克浩



記

- 1 行為を行う河川溪流名 : 屋作川
- 2 行為を行う場所及びその面積 : 多治見市大針町字屋作289番1 外15筆 A=105,131m²
- 3 行為の目的 : 砂利の採取及び資材置場の拡張
- 4 従前の許可年月日及び指令番号 : 平成28年7月26日 岐阜県指令多土第70-8号
- 5 従前の許可行為の内容及び施行方法 : 現況林野地約19,993m²において立木を伐採し、砂利の採取後、持込み土砂約87,400m³及び現地土壌を利用して重機による土地の形状変更を伴う地盤造成を行う。
- 6 変更後の許可行為の内容及び施行方法 : 現況林野地約105,131m²において立木を伐採し、砂利の採取後、持込み土砂約632,900m³及び現地土壌を利用して重機による土地の形状変更を伴う地盤造成を行う。
- 7 許可条件
 - (1) 許可に係る行為については、申請書及び添付書類のとおり実施すること。
 - (2) 許可に係る行為に着手しようとするときは、着手届（別記第4号様式）により、あらかじめ届け出ること。
 - (3) 許可に係る行為が終了したときは、終了届（別記第4号様式）により、遅滞なく届け出てその検査を受けること。
 - (4) 許可に係る行為を廃止したときは、廃止届（別記第4号様式）により、遅滞なく届け出ること。
 - (5) 許可に係る行為の期間中、許可に係る区域の見やすい位置に砂防指定地内行為許可標識（別記第7号様式）を、許可に係る区域の屈曲点に標ぐい（別記第8号様式）を設置すること。
 - (6) 許可に係る行為をするときは、許可書を携帯し、多治見土木事務所職員から許可書の提示その他許可を受けている旨の証明を求められたときは、これに応じること。
 - (7) 許可の期間の満了後引き続き許可に係る行為をするときは、許可の期間の満了の日の30日前までに許可更新申請をすること。
 - (8) 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更許可申請をすること。
 - (9) 砂防工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき、砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生ずるに至ったとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、許可の取り消し等を行うことがある。
 - (10) その他、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（平成14年条例第57号）及び岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料の徴収に関する条例施行規則（平成15年規則第17号）を遵守すること。

(別紙1)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、岐阜県を被告として（訴訟においては岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又はロに掲げる日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。
 - イ 上記1の審査請求をした場合 当該審査請求に対する判決の送達を受けた日
 - ロ 上記1の審査請求に対する判決を経て、再審査請求をした場合 当該再審査請求に対する判決の送達を受けた日